



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社セントラルユニ
代表者名 代表取締役社長 増田 順
(JASDAQ・コード 7706)
問合せ先 取締役管理部長 細川 賢治
電話番号 03-3556-1331

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第59回定時株主総会に付議すること決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は施行日をもって株券を発行する旨の定款の定めを廃止する決議がされたものとみなされるため、現行定款第 7 条を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、単元未満株券について定める現行第 9 条を削除するものであります。

② 決済合理化法附則第 2 条により「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行規則の翌月から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、所要の規定を設けるものであります。

(2) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 効力発生日

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上

【別紙：定款一部変更の内容】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文記載省略)</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、100株とする。 <u>②当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第11条 (条文記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>第 13 条～第 15 条 (条文記載省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 16 条 株主総会は、取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 17 条～第 23 条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 25 条～第 34 条 (条文記載省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 36 条～第 41 条 (条文記載省略)</p>	<p>第 12 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 16 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</p> <p>第 24 条～第 33 条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 35 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第 2 条 前条及び本条は平成 22 年 1 月 6 日をもって削るものとする。</p>